

令和2年2月21日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

熊井の森をはじめとする埼玉県内の重要な里山環境の保全と
太陽光発電事業の進め方についての要望書

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン 会長 末吉 竹二郎
公益財団法人 日本自然保護協会 理事長 亀山 章
公益財団法人 日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝一
(公印省略)

平素より、埼玉県の生物多様性の保全にご尽力いただき敬意を表します。

さて、近年、県内各地の里山において太陽光発電事業の計画が進められております。太陽光発電事業の推進は気候変動対策のために大切ですが、それぞれの地域の生物多様性保全と両立した形で進めることが重要です。しかし現在、県内のいくつかの場所では太陽光発電事業が地域の自然環境へ悪影響を及ぼすことを懸念する声が地元住民からあがっています。

鳩山町では、「熊井の森」で太陽光発電事業の計画が進んでおり、問題となっています。当該地は、典型的な里山的景観が良好に残されており、生物多様性の保全上重要な場所です。このような場所での太陽光発電事業は、規模が小さくとも地域の生物多様性への大きな悪影響を招きます。

熊井の森をはじめとする県内における生物多様性保全上重要な里山の適切な保全を進めながらも、太陽光発電を導入していけるよう、以下のことを要望します。

要望1. 熊井の森での太陽光発電事業を抑止するための措置を講じること

環境省の重要生態系監視地域にも指定されている熊井の森では、特に豊かな鳥類相が確認されているほか、サシバやミゾゴイなどの絶滅の危機に瀕する里山の鳥類が安定的に生息しています。また「環境省 特定植物群落」や「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」に「熊井のモミ林」として記載されている全国的にも希少なモミ群落が成立するなど、保全上重要な場所です。当該地に計画されている太陽光発電事業は、規模が小さくとも希少な植生や絶滅危惧種の鳥類の繁殖活動に影響を及ぼす可能性が大きいです。

熊井の森の自然環境に悪影響が及ばぬよう、当該地を特別緑地保全地区に指定するとともに、太陽光発電事業等の開発行為について条例に基づく許可権者として許可しないことを要望します。

要望2. 県内の保全上重要な里山での太陽光発電事業を計画的に抑止すること

生物多様性基本法では、開発行為にあたっては計画の立案を含む早い段階からの環境影響評価と生物多様性の保全への配慮を行うことが述べられています。基本法に即し、県内で自然環境の基礎調査をすすめるとともに、太陽光発電事業による開発行為を抑止すべき生物多様性保全上重要な地域を具体的に特定することを要望します。

その上で、特に生物多様性の保全上重要な里山については、保安林・鳥獣保護区・文化財等に指定し、開発を規制可能な地区とすることを要望します。

また、現在の埼玉県環境影響評価条例では、太陽光発電事業のほとんどを占める2MW（約3ha）未満の計画については対象外となっていることから、小規模であっても生物多様性に大きな影響を与える可能性のある事業については20ha未満の事業規模でも対象にできる制度へと改訂することを要望します。

要望3. 里山の保全と両立できる形で太陽光発電の導入を図っていくこと

開発による環境負荷が低いと想定される場所において再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう、県として「再生可能エネルギー等導入計画」を策定することを要望します。計画の中では、太陽光を含む再生可能エネルギー全体の導入目標を定めるとともに、目標達成に必要な適地を示すことが重要です。また、地域住民や事業者への情報提供に関しても計画に含めることが重要です。

本件に関する問い合わせ先：

公益財団法人 日本自然保護協会 高川 晋一
東京都中央区新川1-16-10 ミトヨビル2F
tel 03-3553-4105

公益財団法人 日本野鳥の会 葉山 政治
東京都品川区西五反田3丁目9-23 丸和ビル3F
tel 03-5436-2633

公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン
草刈 秀紀・市川 大悟
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階
tel 03-3769-1713